

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。</p> <p>九 削除</p> <p>十の二〇十九（略）</p> <p>二十 へキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサノン（別名酸化フエンブタズ）及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 へキサクロルへキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の三〇二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一〇十一の八（略）</p> <p>十一の九（略）</p> <p>(1)〇七(8)（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九及び十 削除</p> <p>十の二〇十九（略）</p> <p>二十 へキサクロルへキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 削除</p> <p>二十の三〇二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一〇十一の八（略）</p> <p>十一の九（略）</p> <p>(1)〇七(8)（略）</p> <p>(79) 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン（別名ジ</p>

(79) |
 |
(145) |
 (略)

十二〜五十一の二 (略)

五十二 | ニ―メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及び

これを含む製剤

五十三〜五十八の三まで | 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 | 沃化^{ホウ}メチル及びこれを含有する製剤

六十二〜六十七 (略)

チアノン) 及びこれを含有する製剤
(80) |
 |
(146) |
 (略)

十二〜五十一の二 (略)

五十二から五十八の三まで | 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 | 削除

六十二〜六十七 (略)